

青森県妊婦向け新型コロナウイルス感染症 検査事業の手引

青森県健康福祉部こどもみらい課

令和3年9月16日

1 妊婦向け新型コロナウイルス感染症検査事業

(1) 目的

妊婦は、一般的に肺炎になると重症化する可能性が高いとされていることから、新型コロナウイルスに感染することで母子の健康に影響がないかなど、一般の人と比べ不安を抱えやすい状況となっています。

しかしながら、新型コロナウイルス検査は、行政検査として実施されるほか、一般診療では院内感染対策として手術前などに行うものについては、公的医療保険が適用されますが、出産は自由診療となるため適用されません。

以上のことから、妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に医師の判断のもと、出産前の新型コロナウイルス検査を行うのに要する経費を補助することを目的とします。

(2) 対象者

不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦のうち、発熱等の新型コロナウイルスの感染を疑う症状がなく、原則として妊娠36週～39週の妊婦（ただし、医師等による医学的な指導等があった場合は、この限りでない。）で、本人が希望し、検査の必要性に係る医師の判断に基づき、県内（中核市を除く。）に住所（住民票上の住所を言います。以下同じ。）又は居所を有する者及び県外に住所を有し、かつ、県内の検体採取機関において検査を受けた者としてします。ただし、居所のある自治体で補助の対象となる場合は、この限りではありません。

検査の必要性を判断する例としては、家庭環境等により感染リスクが高い妊婦や県外から里帰り出産をする妊婦等です。

なお、青森市、八戸市でも同様の事業を実施予定です。

【参考】助成対象の考え方 — 居所のある自治体で補助対象の場合、そちらを優先する。

① 県内の検体採取機関で検査した場合

		住 所		
		県内（中核市以外）	青森市または八戸市	県外
居 所	県内（中核市以外）	○	×	○
	青森市または八戸市	○	×	×
	県 外	○※1	×	○

※1 … 例)住民票は新郷村、居所は岩手県洋野町、八戸市立市民病院で検査

② 県外の検体採取機関で検査した場合

		住 所		
		県内（中核市以外）	青森市または八戸市	県外
居 所	県内（中核市以外）	○	×	○
	青森市または八戸市	○	×	×
	県 外	○※2	×	×

※2 … 例)住民票は新郷村、居所は岩手県洋野町、岩手県立中央病院で検査

(3) 補助対象

出産前に新型コロナウイルス感染の有無を確認するための検査にかかる費用

※1人1回 上限20,000円(検査費用、検体輸送代、結果判断料を含む。)

(4) 検査方法

検査方法は、鼻咽頭スワブ・唾液検体を用いたPCR検査、LAMP検査等の核酸増幅検査及び抗原定量検査とします。

簡易キットによる抗原定性検査については、精度等の点に課題があることから、無症状の妊婦を対象としている当事業においては、補助の対象外となります。

(5) 提出書類及び提出期限

① 検体採取機関が費用負担の立替えをする場合

(提出書類)

- ・交付申請書(妊婦→検体採取機関)様式1
- ・交付申請書提出書(検体採取機関→県)様式3
- ・検査実施者一覧 様式4
- ・検査申込書の写し 様式8

(提出期限)

検査を行った翌月の10日(ただし、令和3年4月から9月までに検査を行ったものについては、令和3年10月11日、令和4年3月中に検査を行ったものについては、令和4年3月31日)までに提出してください。

② 妊婦の方が県外の産科医療機関等で検査費用を支払われた場合

(提出書類)

- ・交付申請書(妊婦→県) 様式2
- ・検査費用がわかる領収書等(原本)
- ・金融機関振込先を確認できる書類(通帳の写し等)

(提出期限)

令和4年3月31日までに提出してください。

※手引の様式1～6については、青森県妊婦向け新型コロナウイルス感染症検査事業費補助金交付要綱第1～6号様式として定めています。

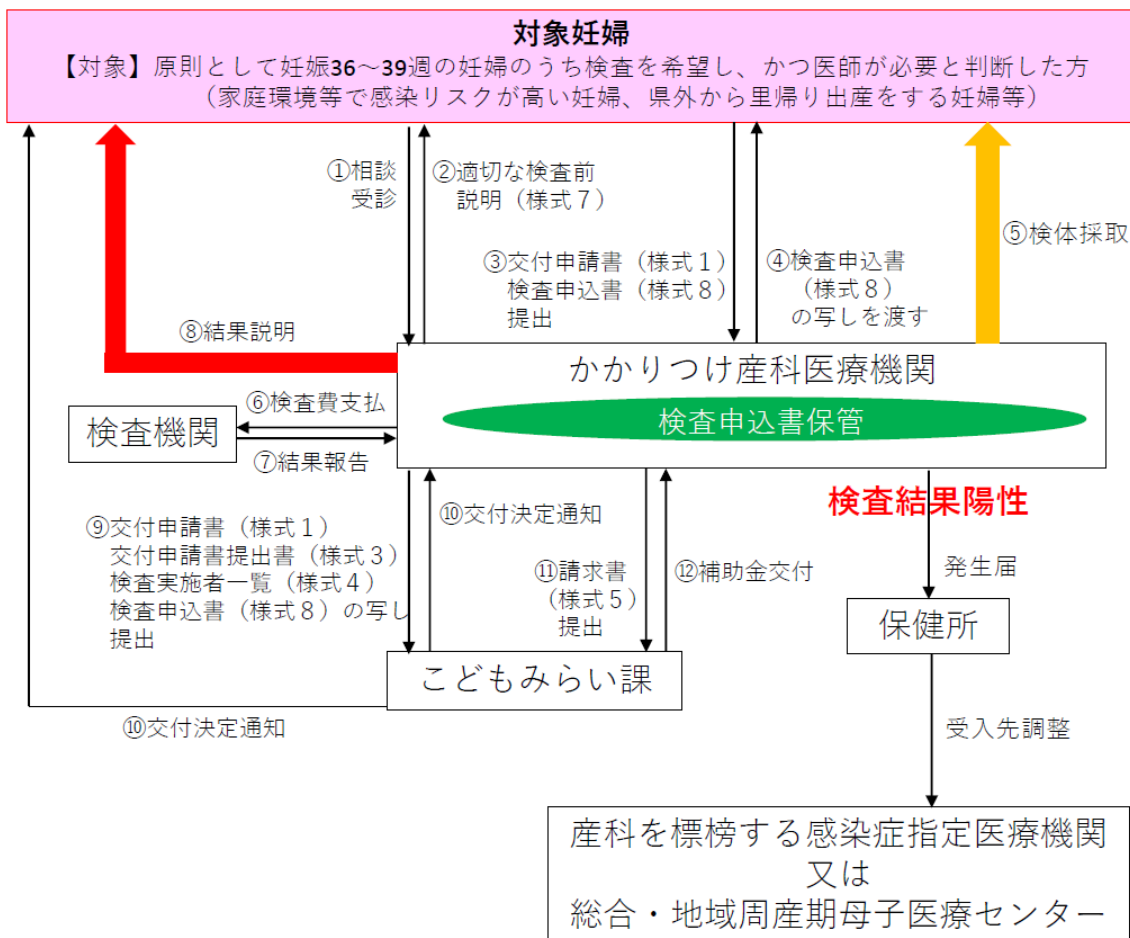
(6) 提出先

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

青森県健康福祉部こどもみらい課家庭支援グループ

(7) 事業の流れ

《かかりつけ産科医療機関で検体採取する場合》

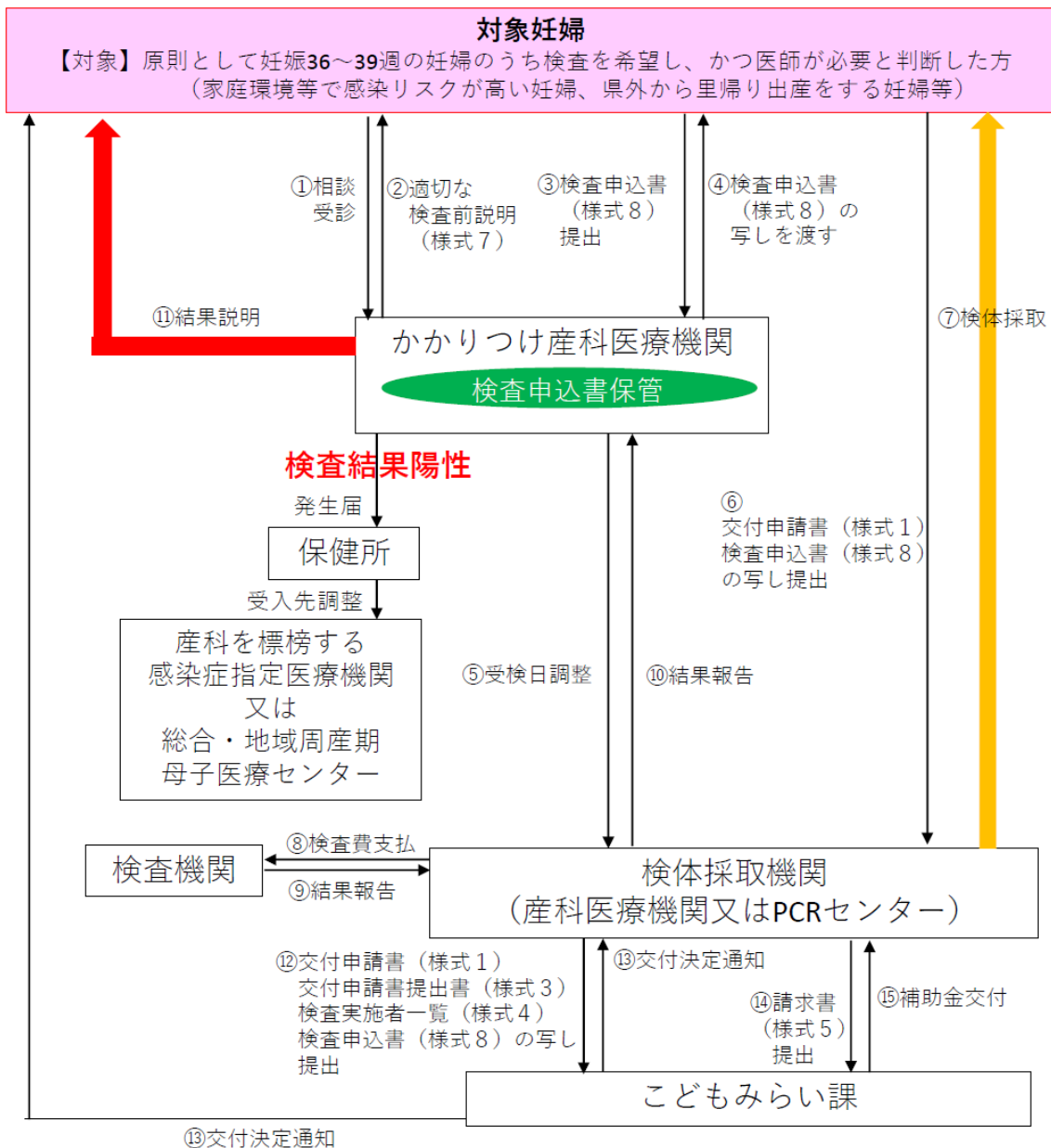


- ①対象妊婦は、かかりつけ産科医療機関に当検査事業について、相談します。または、妊婦健康診査を受けます。
- ②かかりつけ産科医療機関は、妊婦から検査の希望があった場合、検査の必要性を判断します。かかりつけ産科医療機関は、検査が必要と判断した妊婦に「新型コロナウイルス感染症の検査を希望される妊婦の方へ【検査説明書】」(様式7)を用いて適切な説明をします。
- ③妊婦は、交付申請書(妊婦→検体採取機関)(様式1)及び「妊婦向け新型コロナウイルス検査申込書(様式8)」を記入してかかりつけ産科医療機関に提出します。かかりつけ産科医療機関は、提出された検査申込書を5年間(令和9年3月31日まで)保管するようお願いします。
- ④かかりつけ産科医療機関は、妊婦に③の検査申込書の写しをお渡しください。
- ⑤かかりつけ産科医療機関は、妊婦から検体を採取していただくようお願いします。
- ⑥かかりつけ産科医療機関は、民間検査機関に採取した検体の検査を依頼し、検査に係る費用を一旦お支払いください。民間検査機関は、検査機関予定レポート(別添2)から選定してください。かかりつけ産科医療機関からゆうパックを利用して民間検査機関へ検体を送付する場合には、「感染症発生動向調査等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」(平成24年3月15日健感発0315第1号厚生労働省健

康局結核感染症課長通知)の別添「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」を遵守する必要があります。検体を回収できる民間検査機関もありますので、各民間検査機関に御相談ください。なお、県環境保健センターは、保健所が主体で行う行政検査の検査機関としており、当検査事業の検査機関としては位置づけられておりません。

- ⑦民間検査機関からかかりつけ産科医療機関に検査結果が報告されます。
- ⑧かかりつけ産科医療機関は、妊婦に検査結果を説明します。
- ⑨検査終了後、かかりつけ産科医療機関は、妊婦から提出された交付申請書(妊婦→検体採取機関)(様式1)、交付申請書提出書(検体採取機関→県)(様式3)、検査実施者一覧表(様式4)及び検査申込書(様式8)の写しを検査を行った翌月の10日(ただし、令和3年4月から9月までに検査を行ったものについては、令和3年10月11日、令和4年3月中に検査を行ったものについては、令和4年3月31日)までに青森県健康福祉部こどもみらい課家庭支援グループまで送付してください。
- ⑩こどもみらい課は、申請書類を確認し、妊婦及びかかりつけ産科医療機関に交付決定通知をします。
- ⑪かかりつけ産科医療機関は、こどもみらい課に請求書(検体採取機関→県)(様式5)を提出します。
- ⑫こどもみらい課は、かかりつけ産科医療機関に補助金を交付します。

《かかりつけ産科医療機関と検体採取機関が異なる場合》

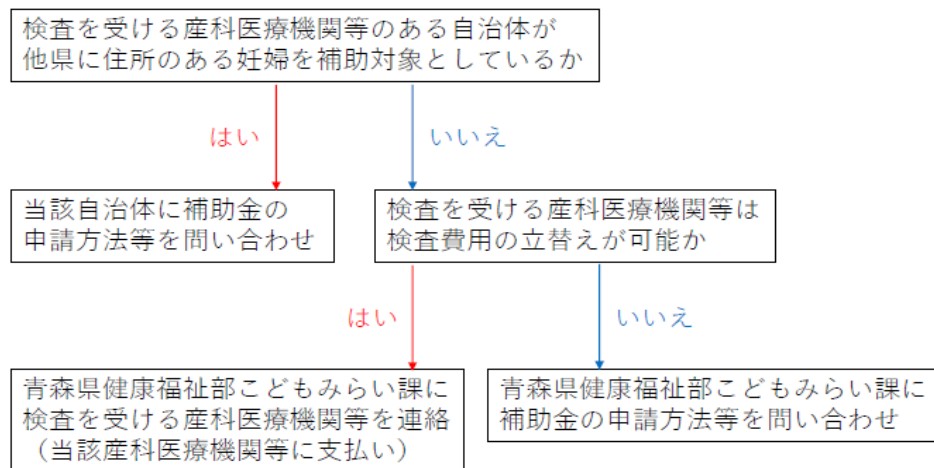


- ①対象妊婦は、かかりつけ産科医療機関に当検査事業について、相談します。または、妊婦健康診査を受けます。
- ②かかりつけ産科医療機関は、妊婦から検査の希望があった場合、検査の必要性を判断します。かかりつけ産科医療機関は、検査が必要と判断した妊婦に「新型コロナウイルス感染症の検査を希望される妊婦の方へ【検査説明書】」(様式7)を用いて適切な説明をします。
- ③妊婦は、「妊婦向け新型コロナウイルス検査申込書(様式8)」を記入してかかりつけ産科医療機関に提出します。かかりつけ産科医療機関は、提出された検査申込書を5年間(令和9年3月31日まで)保管するようお願いします。

- ④かかりつけ産科医療機関は、妊婦に③の検査申込書の写しをお渡しください。
- ⑤かかりつけ産科医療機関は、自院で検体採取できない場合、他産科医療機関やPCRセンターと受検日を調整し、妊婦に案内します。
- ⑥妊婦は、交付申請書（妊婦→検体採取機関）（様式1）及び検査申込書の写しを検体採取機関に提出します。
- ⑦検体採取機関は、妊婦から検体を採取していただくようお願いします。
- ⑧検体採取機関は、民間検査機関に採取した検体の検査を依頼し、検査に係る費用を一旦お支払いください。民間検査機関は、検査機関予定レポート（別添2）から選定してください。各産科医療機関等からゆうパックを利用して検査機関へ検体を送付する場合には、「感染症発生動向調査等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」（平成24年3月15日健感発0315第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別添「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」を遵守する必要があります。検体を回収できる検査機関もありますので、各検査機関にご相談ください。
- ⑨民間検査機関から検体採取機関に検査結果が報告されます。
- ⑩検体採取機関は、かかりつけ産科医療機関に検査結果を報告します。
- ⑪かかりつけ産科医療機関は、妊婦に検査結果を説明します。
- ⑫検査終了後、検体採取機関は、妊婦から提出された交付申請書（妊婦→検体採取機関）（様式1）、交付申請書提出書（検体採取機関→県）（様式3）、検査実施者一覧表（様式4）及び検査申込書（様式8）の写しを検査を行った翌月の10日（ただし、令和4年3月中に検査を行ったものについては、令和4年3月31日）までに青森県健康福祉部こどもみらい課家庭支援グループまで送付してください。
- ⑬こどもみらい課は、申請書類を確認し、妊婦及び検体採取機関に交付決定通知をします。
- ⑭検体採取機関は、こどもみらい課に請求書（検体採取機関→県）（様式5）を提出します。
- ⑮こどもみらい課は、検体採取機関に補助金を交付します。

県内で検査を受ける方については、上記のように検体採取機関が検査費用の立替え(妊婦の方が直接検査費用を負担しない)をお願いいたします。

県内に住所があり、県外の産科医療機関等で検査を受ける予定の妊婦の方には、下記のとおり確認するよう説明をお願いいたします。



(8)陽性者が出た時の対応

①保健所への報告及び発生届の提出

当検査事業における検査を実施し、新型コロナウイルス感染症と診断した場合は、最寄りの保健所へ一報をお願いします。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第12条第1項の規定に基づき、かかりつけ産科医療機関が確定患者として発生届を提出します。発生届の自由記載欄などに、「妊婦支援事業」である旨を記載するようお願いいたします。

②受入先の調整

新型コロナウイルスに感染した妊婦の受入先の調整は、管轄保健所が行います。

入院を要する場合は、妊婦の状態(合併症の有無や妊娠週数等)を考慮し、原則として、産科を標榜する感染症指定医療機関又は総合・地域周産期母子医療センターで受け入れることとしています。

③寄り添い型支援の希望を確認

新型コロナウイルスに感染した妊産婦には、助産師や保健師等による定期的な訪問等により支援することとしています(詳細については、「2 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援」をご覧ください。)。かかりつけ産科医療機関は、本検査事業における検査で新型コロナウイルス感染症と診断した場合、妊婦に助産師や保健師等の支援の希望の有無を確認し、意向確認書(様式9)を記入していただき、提出してもらってください。

④情報提供書(様式10)の提出

かかりつけ産科医療機関は、③により、寄り添い型支援を希望した妊婦について、情報提供書(医療機関記入)(様式10)に対象妊婦の情報を記入し、住所地又は里帰り先市町村を管轄する保健所に意向確認書の写しとともに提出してください。

(9) 留意事項

- ①発熱等の症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる妊婦は、行政検査を受けていただくこととなり、当検査事業の対象となりません。また、医師が診療のために必要と認める場合に実施され、健康保険が適用となる検査についても、当検査事業の対象となりません。
- ②検査対象者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さない妊婦であることに鑑み、当該妊婦に不安を与えないことに配慮しつつ、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者とは空間的分離、もしくは時間的分離を行うことにより、検査体制を整備していただくようお願いします。
- ③かかりつけ産科医療機関は、対象の妊婦の方に「新型コロナウイルス感染症の検査を希望される妊婦の方へ【検査説明書】」(様式7)に基づいて、検査前に適切な説明をお願いします。

《説明内容》

- ◆本検査は、発熱等の感染を疑う症状がない妊婦を対象としており、本人が希望する場合に任意で行われるものであること。
- ◆検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率でおこりうること。
- ◆結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、感染症法に基づき都道府県知事等が入院勧告を行うため、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があること。また、入院先の医師の判断により、分娩方法等が変更される(帝王切開や計画分娩等)可能性があること。
- ◆結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立会いが制限される場合があり、また、分娩後の一定期間、母子分離となる可能性があること。
- ◆陽性となった場合、希望により、退院後に自治体が提供する助産師・保健師等による継続的な健康支援や育児支援などのケアを受けることができること。

(10) 検体採取時の留意事項

基本的に誰もが新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底していただきますようお願いします。

①鼻咽頭スワブ検体採取時の留意事項

【個人防護具について】

サージカルマスク、目の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)及び手袋を装着してください。ガウンは必ずしも着用の必要はありませんが、着用が望ましいです。

【検体の採取方法について】

くしゃみ等の飛沫を受けないように正面からではなく、横から採取してください。

【検体採取後の保管について】

検体採取後は、可能な限り速やかに氷上または冷蔵庫（4℃）に保管してください。輸送までに48時間以上かかる場合は－80℃以下で冷凍保存してください。－80℃の冷凍庫がない場合は通常の冷凍庫（－20℃程度）で保存してください。

②唾液採取時の留意事項

【個人防護具について】

検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用してください。

【検体の採取方法について】

採取方法は、滅菌容器（50mL遠沈管等）に1～2mL 程度の唾液を妊婦に自己採取してもらいます。飲食等の後、最低10分以上、できれば30分ほど空けることが望ましいです。

【検体採取後の保管について】

検体採取後は、可能な限り速やかに氷上または冷蔵庫（4℃）に保管してください。輸送までに48時間以上かかる場合は－80℃以下で冷凍保存してください。－80℃の冷凍庫がない場合は通常の冷凍庫（－20℃程度）で保存してください。

2 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援

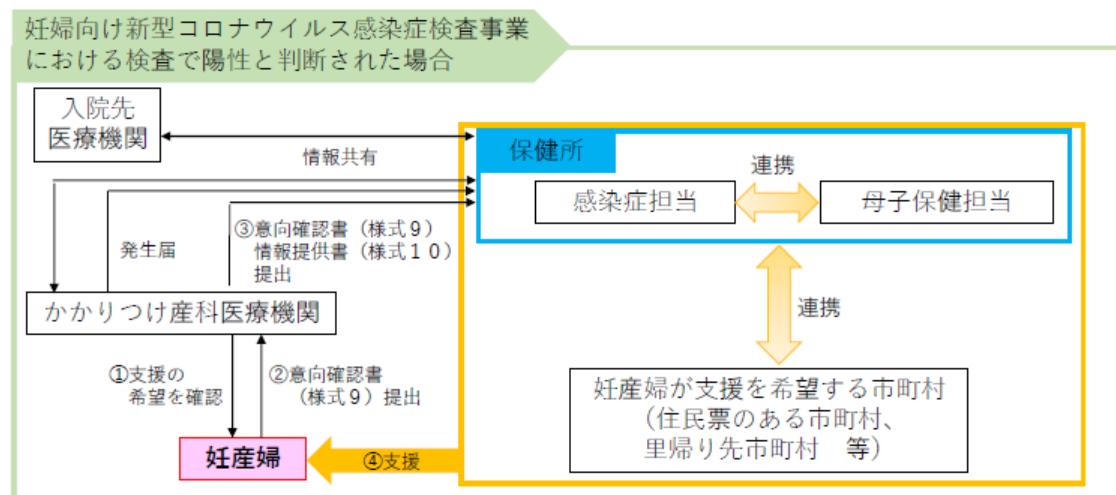
(1) 目的

新型コロナウイルスに感染した妊産婦は、自身の健康管理や胎児への影響など妊産婦特有の不安があることから、助産師や保健師等による定期的な訪問、電話及びビデオ通話等のオンラインの相談といった方法で、様々な不安や悩みを傾聴し、健康管理や育児に関する助言を行うなど、当該妊産婦へ寄り添うことで地域において健やかな育児ができるよう支援することを目的とします。

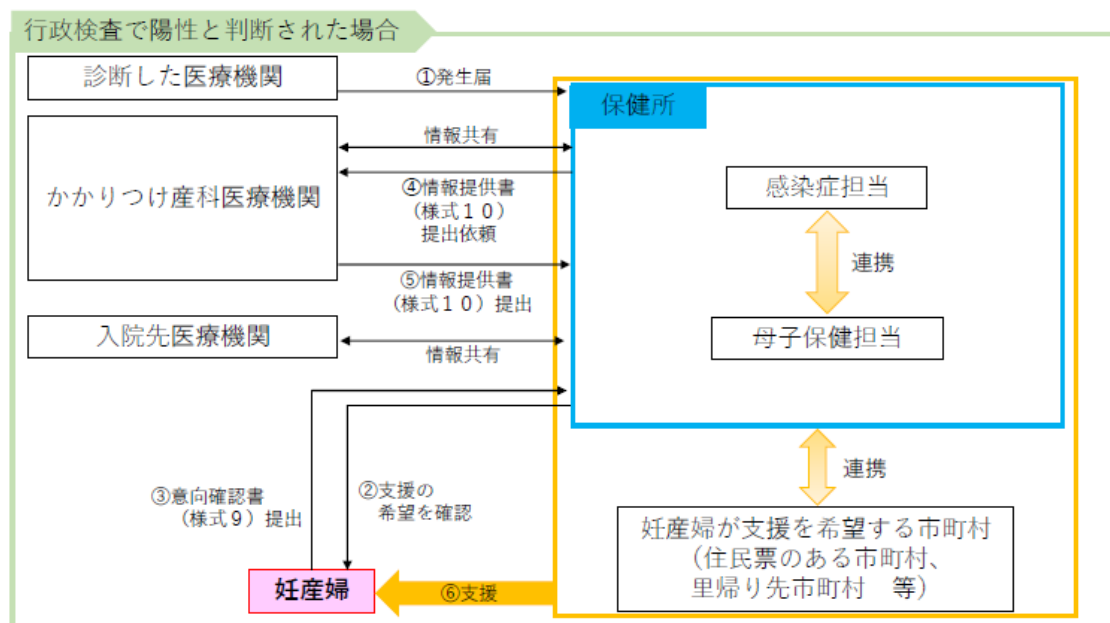
(2) 対象者

新型コロナウイルスの感染が認められた妊産婦で、妊産婦自身だけでなく、胎児又は新生児の健康や出産後の育児等について不安を感じ、当事業における相談支援を希望する者

(3) 支援の流れ



- ① かかりつけ産科医療機関は、支援対象となる妊産婦に支援の希望を確認します。
- ② 妊産婦は、支援を希望した場合、意向確認書(様式9)をかかりつけ産科医療機関に提出します。
- ③ かかりつけ産科医療機関は、妊産婦が支援を希望する市町村の管轄保健所に意向確認書(様式9)及び情報提供書(様式10)を提出します。
- ④ 保健所の感染症担当者と母子保健担当者及び妊産婦が支援を希望する市町村は、連携し、妊産婦を支援します。



- ①新型コロナウイルスと診断した医療機関は、最寄りの保健所に発生届を提出します。
- ②保健所は、支援対象となる妊産婦に支援の希望を確認します。
- ③支援を希望した妊産婦は、意向確認書(様式9)を保健所に提出します。
- ④保健所は、支援対象となる妊産婦のかかりつけ産科医療機関に情報提供書(様式10)の提出を依頼します。
- ⑤かかりつけ産科医療機関は、情報提供書(様式10)を記入し、保健所に提出します。
- ⑥保健所の感染症担当と母子保健担当及び妊産婦が支援を希望する市町村は、連携し、妊産婦を支援します。

(4) 具体的な支援方法

基本的には、訪問による相談・支援が考えられますが、状況に応じて、電話及びビデオ通話等のオンラインの相談等、適切な方法を選択することは差し支えありません。

ただし、電話等による遠隔での支援に際しても、妊産婦が抱く不安の解消等のために、十分な時間をかけて、寄り添った支援を行うことが必要です。

当支援における支援内容は、新型コロナウイルスへの感染により、支援対象者と考えられる妊産婦に対する助産師や保健師等による支援であり、以下の内容を基本とします。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談・支援
- ②新型コロナウイルスへの感染に伴う育児不安の解消や、育児技術提供等のための相談・支援
- ③新型コロナウイルス感染症により、不適切な養育状態にある場合は、養育環境の維持・改善や、育児の知識や技術の習得に関する支援

(5) 保健所の役割

① 支援対象者の把握

かかりつけ産科医療機関又は保健所が、対象となる妊産婦に支援の希望を確認し、妊産婦には記入した意向確認書(様式9)をかかりつけ産科医療機関又は保健所に提出していただきます。かかりつけ産科医療機関が妊産婦から意向確認書を受け取った場合は、対象となる妊産婦が支援を希望する市町村を管轄する保健所に情報提供書(医療機関記入)(様式10)及び意向確認書の写しを提出します。

保健所は、妊産婦からの聞き取り内容、かかりつけ産科医療機関から提出された情報提供書、妊産婦の住民票がある市町村等から情報収集した内容等を踏まえ、支援内容等を検討し記録します(様式11)。

なお、必要に応じて、関係団体等と支援に関する検討会議を開催するなど、十分に連携を行います。

情報提供の取扱いについては、個人情報の保護に留意し、かかりつけ産科医療機関と十分な連絡調整に努める必要があります。

② 支援の開始及び終結決定の判断

支援の開始

保健所は、支援対象となる妊産婦を把握した際には、把握した情報をもとに、市町村とともに支援内容を検討します。支援の開始は、新型コロナウイルス感染後、陰性化した時期を想定していますが、状況に応じて、入院中から支援対象となる妊産婦と連絡調整を行うなど、支援が適切に行われるよう環境を整えることが必要です。

支援の終結

保健所は、支援対象となる妊産婦に適切な支援が提供され、健康管理や育児に関する不安が解消されたか、養育環境が整ったかなど、市町村によって作成された情報提供書(市町村記入)(様式12)をもとに判断し、決定します。

支援を終結する場合においても、市町村と検討の上、必要に応じて、母子保健事業や子育て世代包括支援センター事業等における継続的な支援を市町村へ依頼します。

③ 支援内容の検討

当支援事業の実施に係る支援状況の進行管理を行います。具体的には、支援の経過について、市町村からの報告を受け、妊産婦や家庭の状況、支援内容を把握します。

また、支援の経過の中で、適時、県と市町村の役割分担や支援上の課題と対応について確認するなど、市町村のフォロー体制を確保します。

④ 実績報告

保健所は、事業を完了したときは、速やかに別添様式13をこどもみらい課宛てに提出します。

(6)市町村の役割

①支援の実施

保健所とともに検討した支援内容、方法、スケジュール等に基づき、支援を実施します。
状況に応じて、保健所と同行訪問等により、支援します。

②訪問時の留意点

新型コロナウイルス感染症の症状や感染拡大の可能性に鑑み、訪問にあたっては下記の点に留意します。

- ◆手洗い、うがいや手指消毒の励行等の感染予防に努めてください。
- ◆毎日の体温測定など自らの健康管理に努めてください。
- ◆倦怠感や発熱等の風邪症状が見られた際は、訪問を行わないでください。
- ◆訪問を行う際は、原則として、マスクを着用し、感染予防策をとってください。
- ◆支援対象となる妊産婦及びその家族に対して、毎日の体温測定を依頼するとともに、発熱等の風邪症状があった場合は、速やかに情報提供してもらってください。
- ◆支援対象となる妊産婦の体調不良を察知した際は、必要に応じて、保健所や主治医等への電話相談を勧めるなどの情報提供や助言を行ってください。

(7)個人情報の保護

当支援事業を通じて知り得た個人情報について、適切に管理し秘密を保持するため、青森県個人情報保護条例(平成10年12月青森県条例第57号)の規定を遵守するようお願いします。

3 問合せ先

《事業全体に関わること》

青森県健康福祉部こどもみらい課 家庭支援グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

TEL:017-734-9303(直通) FAX:017-734-8091 Mail:kateishien@pref.aomori.lg.jp

《寄り添い型支援の依頼先》支援を実施する市町村を管轄する保健所

保健所名	連絡先	管轄市町村
東地方保健所	〒030-0113 青森市第二問屋町 4-11-6 TEL:017-739-5421 FAX:017-739-5420	平内町、今別町、蓬田村、 外ヶ浜町
弘前保健所	〒036-8356 弘前市大字下銀町 14-2 (青森県弘前健康福祉庁舎) TEL:0172-33-8521 FAX:0172-33-8524	弘前市、黒石市、平川市、 西目屋村、藤崎町、大鰐 町、田舎館村、板柳町
三戸地方保健所	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7(八戸合庁内) TEL:0178-27-5111(内線 287) FAX:0178-27-1594	おいらせ町、三戸町、五戸 町、田子町、南部町、階上 町、新郷村
五所川原保健所	〒037-0056 五所川原市末広町 14 TEL:0173-34-2108 FAX:0173-34-7516	五所川原市、つがる市、鰺 ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町
上十三保健所	〒034-0082 十和田市西二番町 10-15 TEL:0176-23-4261 FAX:0176-23-4246	十和田市、三沢市、野辺 地町、七戸町、六戸町、横 浜町、東北町、六ヶ所村
むつ保健所	〒035-0073 むつ市中央 1-3-33 (青森県むつ健康福祉庁舎) TEL:0175-31-1388 FAX:0175-31-1667	むつ市、大間町、東通村、 風間浦村、佐井村

※青森市、八戸市も同様の事業を実施予定です。下記へお問い合わせください。

青森市保健所 (あおもり親子はぐくみプラザ)	〒030-0962 青森市佃 2-19-13 TEL:017-718-2983 FAX:017-718-2951
八戸市保健所	〒031-0011 八戸市田向 3-6-1 TEL:0178-38-0711 FAX:0178-38-0735

《発生届の提出先》

発生届は、かかりつけ産科医療機関が最寄りの保健所に届け出てください。